

第7回京都府後期高齢者医療協議会資料

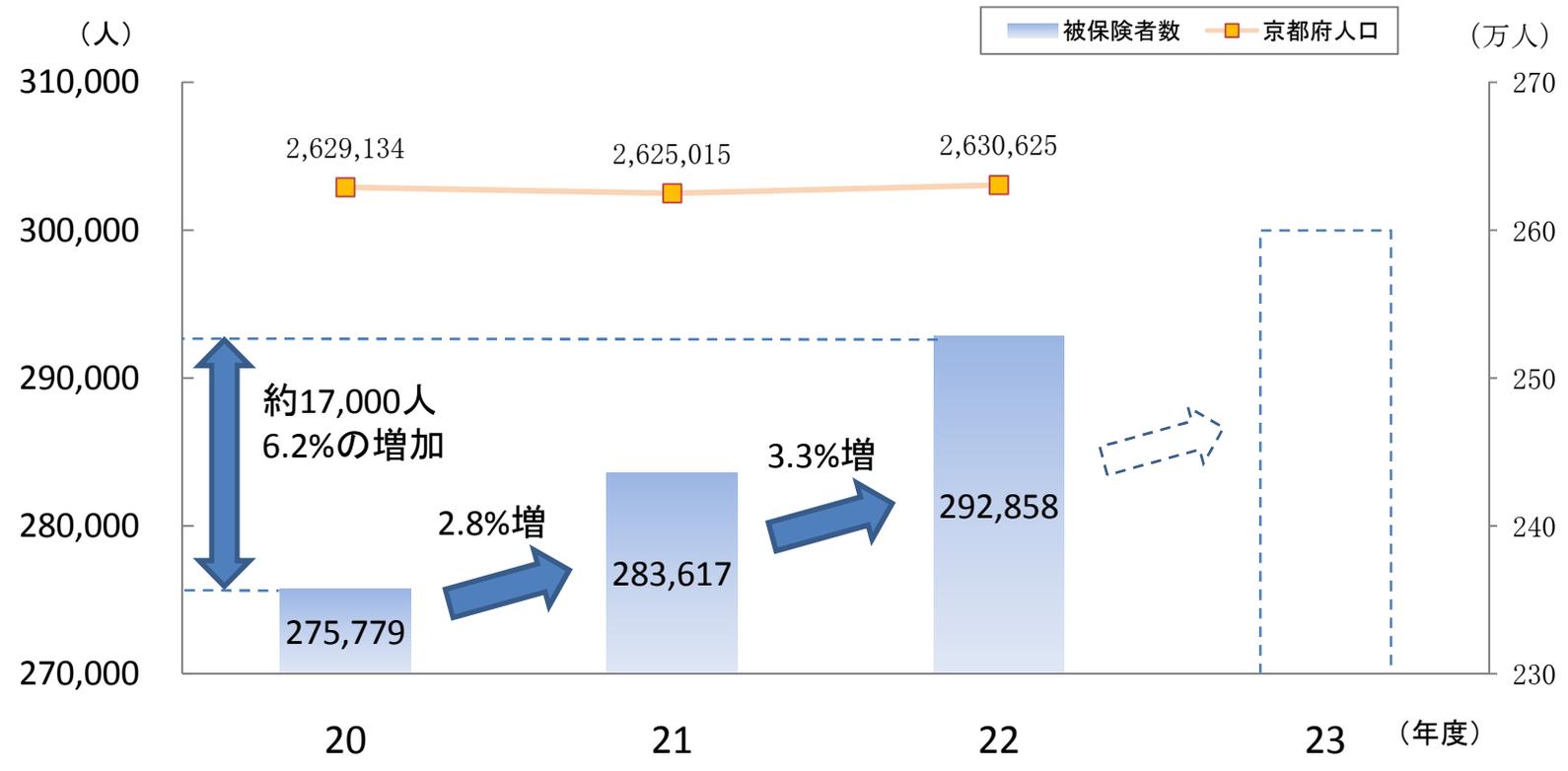
1 後期高齢者医療制度の実施状況について	
(1) 被保険者数	1
(2) 医療費及び給付費	2
(3) 保険料(現年度分)の収納率	3
(4) 健康診査及び人間ドック受診率の推移	4
(5) 平成22年度後期高齢者医療特別会計	5
(6) 被保険者資格証明書・短期証の運用	8
(7) 制度周知等に係る広報の取組	9
(8) 健康づくり推進事業	10
2 後期高齢者医療制度をめぐる動向について	
(1) 新たな制度案(最終とりまとめ)概要	11
(2) 今後の見通し	12
3 保険料について	
(1) 平成22・23年度保険料の状況	13
(2) 次期(平成24・25年度)保険料改定	15
(3) 新保険料率の算定に係るスケジュール(案)	16

平成23年10月25日

京都府後期高齢者医療広域連合

1 後期高齢者医療制度の実施状況について

(1) 被保険者数



※ 被保険者数は各年度末の数値
※ 京都府人口は翌年度4月1日現在の数値

(2) 医療費及び給付費

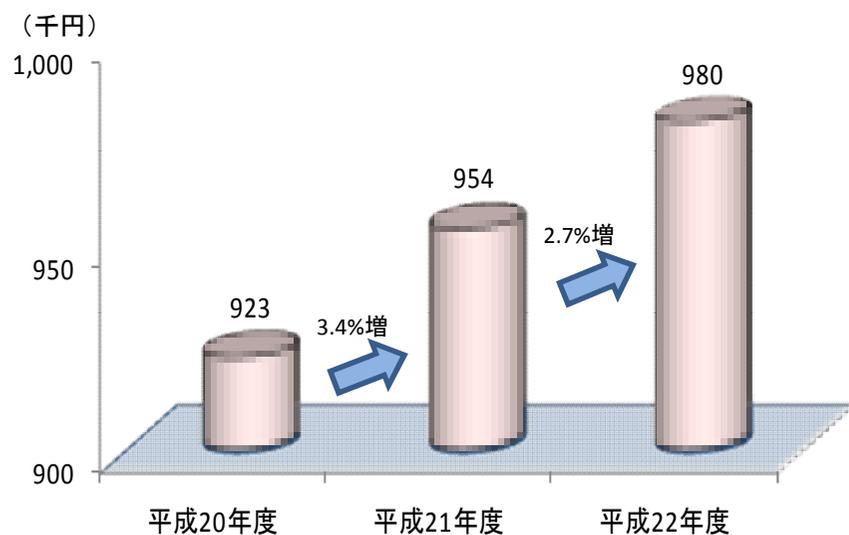
【医療費】

	療養給付費	療養費	合計	1人当たり医療費
平成20年度	2,464億円	38億円	2,502億円	923千円
平成21年度	2,611億円	48億円	2,659億円	954千円
平成22年度	2,760億円	51億円	2,811億円	980千円

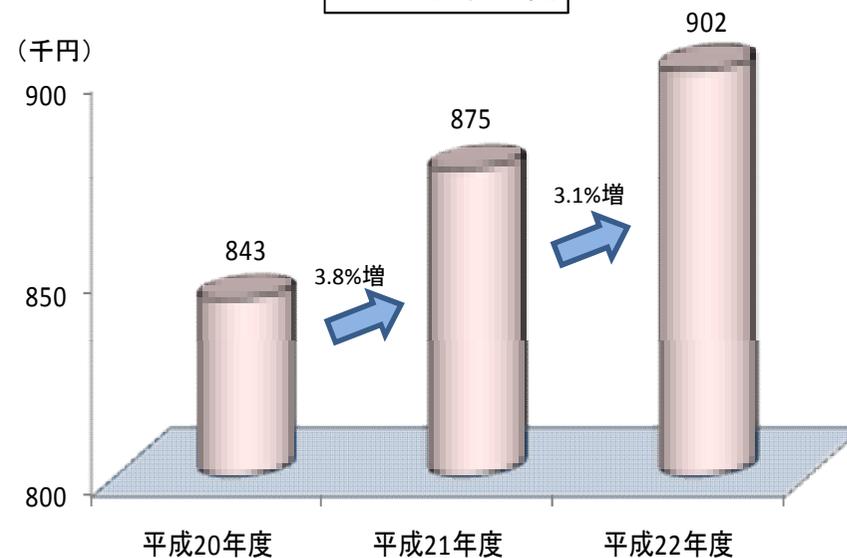
【給付費】

	療養給付費	療養費	高額療養費	合計	1人当たり給付費
平成20年度	2,159億円	34億円	92億円	2,284億円	843千円
平成21年度	2,291億円	42億円	104億円	2,437億円	875千円
平成22年度	2,425億円	45億円	116億円	2,586億円	902千円

1人当たり医療費



1人当たり給付費



(注) 平成20年度は12ヶ月相当分に再計算した数値

1人当たりの医療費・給付費は各年度の平均被保険者数により算出

(3) 保険料(現年度分)の収納率の状況

		平成20年度	平成21年度	平成22年度
京都府		98.94%	98.97%	99.09%
全国		98.74%	98.99%	—
(参考) 国保	京都府	91.61%	91.32%	—
	全国	88.35%	88.01%	—

(4)健康診査及び人間ドック受診率の推移

(単位:%)

	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	健康診査	健康診査+人間ドック	健康診査	健康診査+人間ドック	健康診査	健康診査+人間ドック
京都市	12.1	12.1	12.4	12.4	13.0	14.4
福知山市	10.4	11.0	10.8	11.7	12.5	13.3
舞鶴市	42.0	42.0	42.5	42.5	40.0	40.3
綾部市	8.6	9.7	8.4	9.7	8.8	10.4
宇治市	23.1	23.1	24.2	24.2	24.1	25.1
宮津市	7.7	7.7	10.6	10.6	8.8	9.0
亀岡市	15.2	15.7	13.5	14.0	13.6	14.2
城陽市	37.8	37.8	33.8	34.8	35.9	37.2
向日市	44.0	44.0	46.0	46.0	43.5	44.1
長岡京市	51.1	51.1	49.6	49.6	46.5	47.4
八幡市	13.2	13.2	11.3	11.3	12.4	13.2
京田辺市	14.0	14.0	12.8	12.8	15.8	17.9
京丹後市	15.8	15.8	17.1	17.1	17.1	17.1
南丹市	17.2	17.3	16.6	17.4	17.4	18.3
木津川市	29.3	29.3	31.5	31.5	24.4	26.6
大山崎町	46.2	46.2	48.0	48.0	48.4	49.6
久御山町	39.6	39.6	37.2	39.1	36.0	37.4
井手町	16.8	16.8	18.3	18.6	19.2	19.9
宇治田原町	6.5	6.5	6.6	6.8	7.5	7.9
笠置町	17.0	17.0	15.4	15.4	13.7	13.7
和束町	33.7	33.8	31.8	31.9	36.0	36.1
精華町	14.4	14.7	13.2	14.4	14.5	16.2
南山城村	28.9	28.9	30.3	30.3	28.5	28.5
京丹波町	31.1	31.1	30.5	30.5	29.6	30.3
伊根町	21.0	21.0	26.2	26.2	26.7	26.7
与謝野町	13.2	13.2	14.8	14.8	14.9	14.9
京都府全体	17.4	17.5	17.6	17.8	17.8	18.9

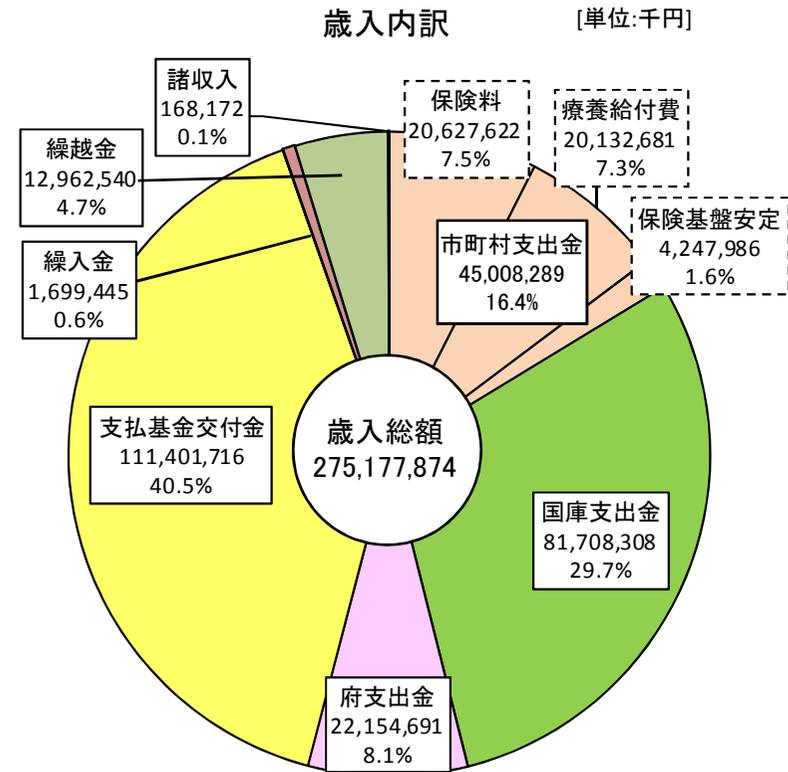
・平成23年度から南山城村、伊根町で新たに人間ドック助成を開始。
 ・未実施の市町においては、これまでから健康診査の健診項目の充実やがん検診等との同時受診の体制を整備することで住民ニーズに対応している。

※ 表中の色つきの箇所については、人間ドック助成実施市町

(5)平成22年度後期高齢者医療特別会計決算

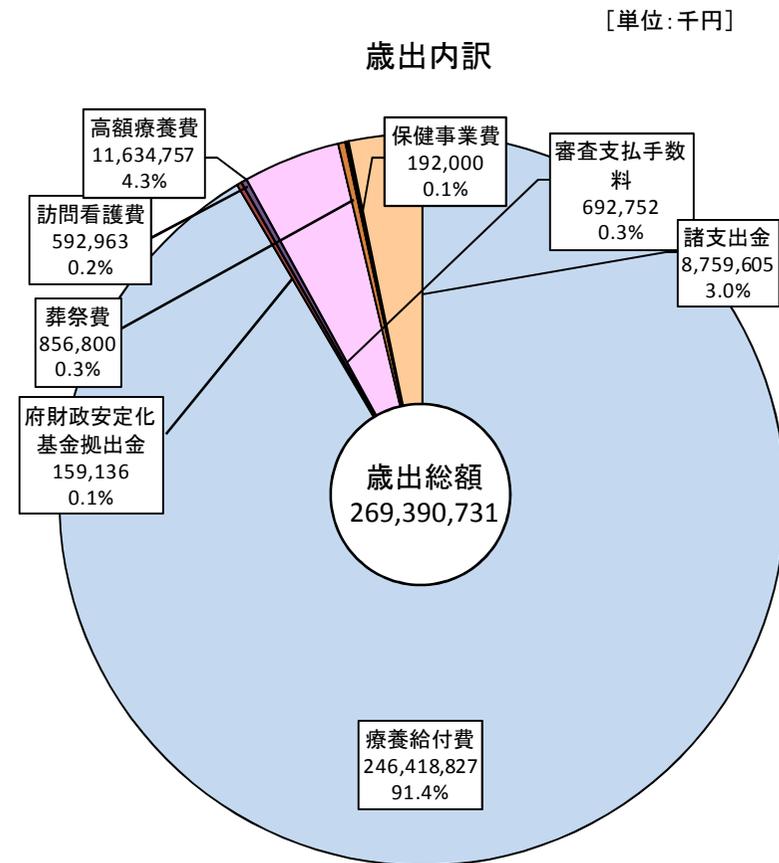
①歳入決算の内訳

区 分	平成22年度		平成21年度		比較 増減率
	決算	構成比	決算	構成比	
	千円	%	千円	%	%
市町村負担金	45,008,289	16.4	44,197,254	16.6	1.8
（保険料）	(20,627,622)	(7.5)	(20,118,912)	(7.6)	(2.5)
（療養給付費）	(20,132,681)	(7.3)	(19,963,169)	(7.5)	(1.3)
（保険基盤安定）	(4,247,986)	(1.6)	(4,115,173)	(1.5)	(3.2)
国庫支出金	81,708,308	29.7	82,090,696	30.8	△0.5
府支出金	22,154,691	8.1	20,984,364	7.9	5.6
支払基金交付金	111,401,716	40.5	106,559,005	40.0	4.5
特別高額医療費共同事業 交 付 金	74,713	0.0	68,501	0.0	9.1
繰入金 (臨時特例基金・不均一賦課)	1,699,445	0.6	1,977,528	0.8	△14.1
繰越金	12,962,540	4.7	10,175,721	3.8	27.4
諸収入	168,172	0.1	137,074	0.1	22.7
合 計	275,177,874	100.0	266,190,143	100.0	3.4



②歳出決算の内訳

区 分	平成22年度		平成21年度		比較
	決算	構成比	決算	構成比	増減率
	千円	%	千円	%	%
保 険 給 付 費	260,196,099	96.6	245,274,745	96.9	6.1
療養給付費等	246,418,827	91.4	232,843,650	92.0	5.8
訪問看護療養費	592,963	0.2	528,022	0.2	12.3
移 送 費	0	0.0	20	0.0	0.0
審査支払手数料	692,752	0.3	704,815	0.3	△1.7
高 額 療 養 費	11,634,757	4.3	10,442,588	4.1	11.4
葬 祭 費	856,800	0.3	755,650	0.3	13.4
府財政安定化基金拠出金	159,136	0.1	143,318	0.0	11.0
特別高額医療費 共同事業拠出金	83,891	0.0	69,048	0.0	21.5
保 健 事 業 費	192,000	0.1	188,261	0.1	2.0
公 債 費	0	0.0	0	0.0	0.0
諸 支 出 金 (返 還 金 等)	8,759,605	3.3	7,552,231	3.0	16.0
合 計	269,390,731	100.0	253,227,603	100.0	6.4



③決算収支の状況

区分	平成22年度	平成21年度	増減
歳入総額 (A)	275,178百万円	266,190百万円	8,988百万円
歳出総額 (B)	269,391百万円	253,228百万円	16,163百万円
形式収支 (C) = (A) - (B)	5,787百万円	12,962百万円	△7,175百万円
返還金 (D)	1,772百万円	8,527百万円	△6,755百万円
実質的な収支 (E) = (C) - (D)	4,015百万円	4,435百万円	△420百万円

(6)被保険者資格証明書・短期証の運用

概 要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料を1年以上滞納している被保険者については、特別の事情があると認められる場合を除き、被保険者資格証明書（以下「資格証明証」という。）を発行することが、法に規定されている。
国からの通知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各広域連合における資格証明書の運用に係る留意点等を通知（平成21年5月20日） ○ 現内閣においては、「原則として資格証明書を交付しない」とする基本方針等を通知（平成21年10月26日）
運用の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国からの通知を踏まえ、保険料を滞納している被保険者に対しては、有効期限の短い被保険者証（以下「短期証」という。）を発行するなどして、できる限りの接触を図り、市町村において滞納の事情を十分聴取し、きめ細かな納付相談、納付指導を行うなど、被保険者の個別事情に配慮した、実態に即した対応を行う。 ○ 結果、保険料の納付につき十分な収入等があるにもかかわらず、保険料を納付しない悪質な場合であって、資格証明書を交付しても必要な医療を受ける機会が損なわれないと認められるときに限って交付することとする。
実 績	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資格証明書 厳格な運用を徹底しており、現在まで交付実績なし。 ○ 短期証 278件発行（平成23年8月1日時点） [参考：平成22年8月1日時点では237件発行]

(7) 制度周知等に係る広報の取組

広報種別	名称	発行時期	作成部数	配布先	備考
小冊子	後期高齢者医療制度のしくみ	平成23年7月	384,500部	被保険者 各市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・制度全般について周知 ・被保険者証一斉更新時に同封
カード	ジェネリック医薬品希望カード	平成23年7月	384,500部	被保険者 各市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品に関する周知及び希望カードの配布 ・被保険者証一斉更新時に同封
リーフレット	臓器提供意思表示欄記入方法（保護シール付）	平成23年7月	3,200部	各市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・臓器提供の意思表示に関する周知及び被保険者証裏面意思表示欄貼付用個人情報保護シールの配布 ・市町村窓口に設置し希望者へ配布
ポスター	被保険者証更新周知ポスター	平成23年7月	5,700部	医療機関 各市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証の色が変わる（紫色→茶色）ことについて周知
京都府広報紙	府民だより7月号	平成23年7月	—	府内各世帯 個別配布	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料賦課通知及び被保険者証送付に関する周知
各市町村広報紙	各市町村広報6月号または7月号	平成23年6月 または7月	—	当該市町村 各世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料賦課通知及び被保険者証送付に関する周知等

(8) 健康づくり推進事業(平成23年度新規事業)

①目的

被保険者数や医療費の増加が見込まれる中、後期高齢者の生活の質の維持・向上等を図るためには、健康づくりの取組が不可欠なことから、今年度、広域連合、市町村、医師会、京都府が協力をして、後期高齢者の健康づくりを積極的に推進するもの

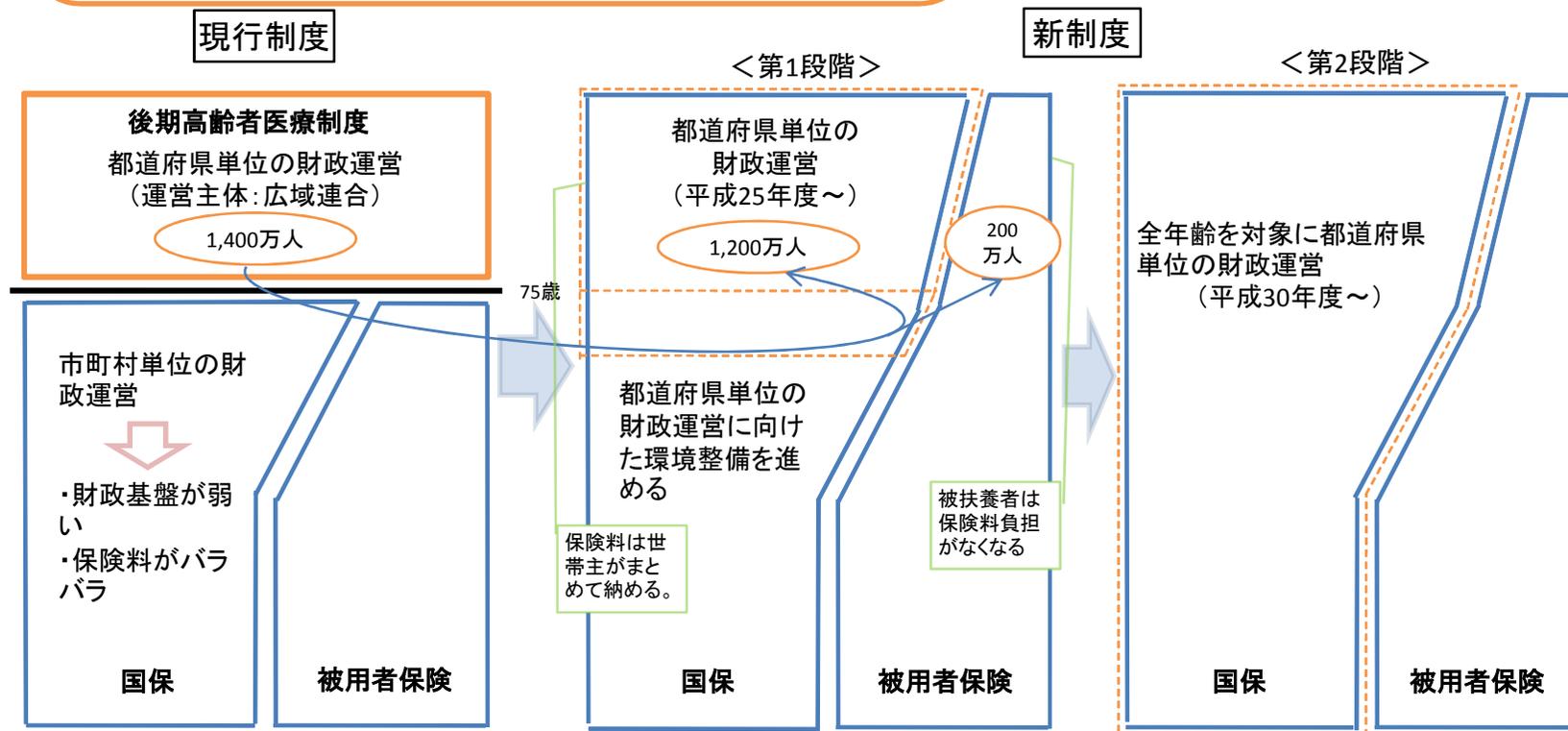
②事業内容

内容	対象	調査時期
アンケート調査等による健康課題の分析	府内全域で 1万人を抽出	平成23年10月中旬～11月上旬
健診の結果、医療が必要とされる方への 受診勧奨	モデル市町村 (京田辺市、木津川市)	平成23年10月下旬～12月中旬
健診受診率向上のための受診勧奨のお 知らせ等の配布	モデル市町村 (木津川市)	平成23年8月下旬

2 後期高齢者医療制度をめぐる動向について

(1) 新たな制度案(最終とりまとめ)概要 【平成22年12月】

- ① 後期高齢者医療制度は廃止する。
- ② 年齢で区分せず、現役世代と同様に国保か被用者保険に加入
- ③ 国保の運営について、75歳以上については都道府県単位とし、平成30年度を目標に全年齢を都道府県単位の運営とする。
- ④ 公費負担の拡充(実質47%を50%へ)
- ⑤ 高齢者の保険料への配慮
- ⑥ 被用者保険者間の支援金を総報酬割による負担とする。
- ⑦ 70~74歳の自己負担割合を本来の2割とする。



(2) 今後の見直し

高齢者医療制度の見直しは、本年6月にまとめられた「社会保障と税の一体改革」の医療保険制度改革法案として法案提出が検討されている。

- 新制度の移行時期:平成26年3月(当初より1年先送りの見直し)
- 平成26年3月からの新制度開始のためには、遅くとも次期通常国会の平成23年度中(平成24年3月)に法案成立が必要(2年間の準備期間)
- 次期通常国会に法案提出にあたっての懸念要素
 - ・70~74歳の自己負担の引き上げ、保険料軽減措置の縮小することに反対
 - ・現行制度は財政運営の安定化と保険料負担の公平性が図られており、必要な見直しを進める
 - ・新制度案は現行制度とそう変わらず、現行制度の修正で対応すべき
 - ・消費税引き上げによる社会保障の安定財源確保の問題 など

⇒ 廃止時期について、依然不透明な状況が続くことが予想される。

(参考)

社会保障と税の一体改革について(関連部分抜粋)

(高齢者医療制度の関連部分)

- ・高齢者医療制度の見直し(高齢世代;若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組み、支援金の総報酬割制、自己負担割合の見直しなど)
- ・短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大
- ・市町村国保の財政運営の都道府県単位化・財政基盤の強化(その他)
- ・消費税を2010年代半ばまでに段階的に10%に引き上げる。

京都府における国保広域化の動き

- ・広域化等支援方針の策定(22年12月)
- ・市町村国保広域化等に関する協議会・作業部会の設置(23年7月)
 - 府及び全26市町村が参加し、広域化等支援方針に基づき、市町村国保の保健事業、収納率向上対策、医療費適正化策等の充実について検討

3 保険料について

(1) 平成22・23年度保険料の状況

【保険料率】

区分	平成22・23年度	平成20・21年度	増減
均等割額	44,410円	45,110円	△700円
所得割率	8.68%	8.29%	0.39%

【1人当たり軽減後保険料額】

区分	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
保険料額（年額）	70,511円	70,964円	70,665円	72,558円
保険料額（月額）	5,876円	5,914円	5,889円	6,047円

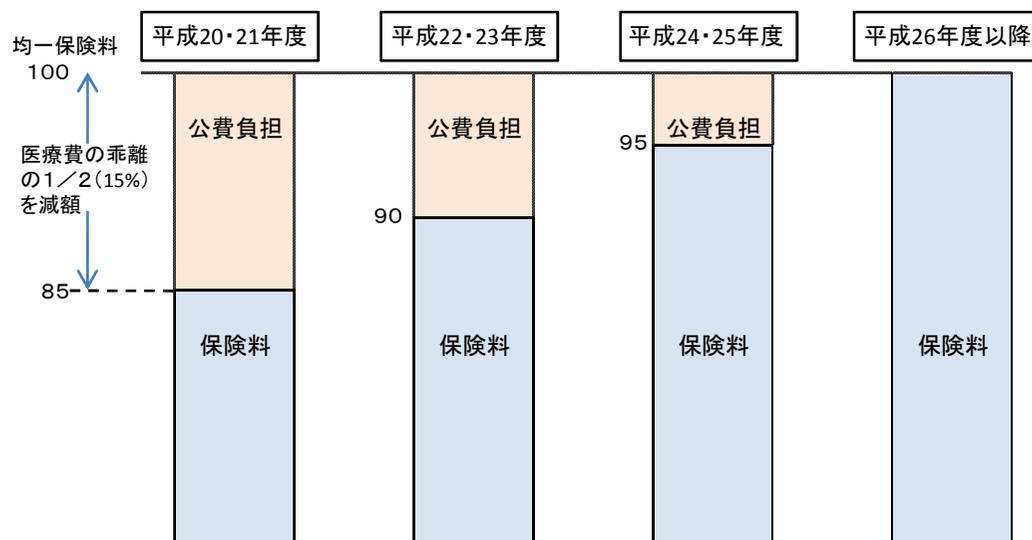
【不均一保険料率】

被保険者に係る療養の給付等に要する費用が広域連合区域全体の20%以上低く乖離している市町村について、施行後6年間の経過措置として、均一保険料率よりも低い保険料率を設定している。

均一保険料との差額については、公費(国1/2、府1/2)で負担している。

市町村名	平成22・23年度	
	均等割額	所得割率
綾部市	40,670円	7.95%
宮津市	40,330円	7.89%
京丹後市	40,750円	7.97%
南山城村	40,640円	7.95%
京丹波町	40,610円	7.94%
伊根町	39,220円	7.67%
与謝野町	39,300円	7.69%
《均一保険料》	44,410円	8.68%

(参考)イメージ図(医療費の乖離が30%の場合)



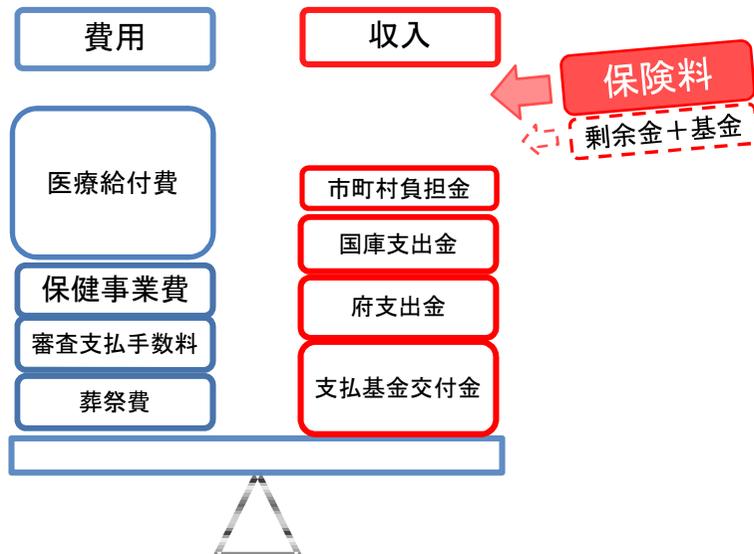
(2) 次期(平成24・25年度)保険料改定

保険料の上昇が懸念される要素

- 一人当たり医療費の伸び 年率約3%
平成20年度 923千円 → 平成22年度 980千円
- 高齢者負担率の上昇(現行10.26%)
- 診療報酬改定
- 剰余金の確保
(現行)28億円 → (次期)未定
- 財政安定化基金の活用
(現行)10億円 → (次期)未定

このような中、平成23年第2回定例会において、次期保険料抑制のため国等に対し予算措置を求める意見書が可決されている。

(イメージ図)



(3)新保険料率の算定に係るスケジュール(案)

